



高齢者サービスのしおり

2026



安中市

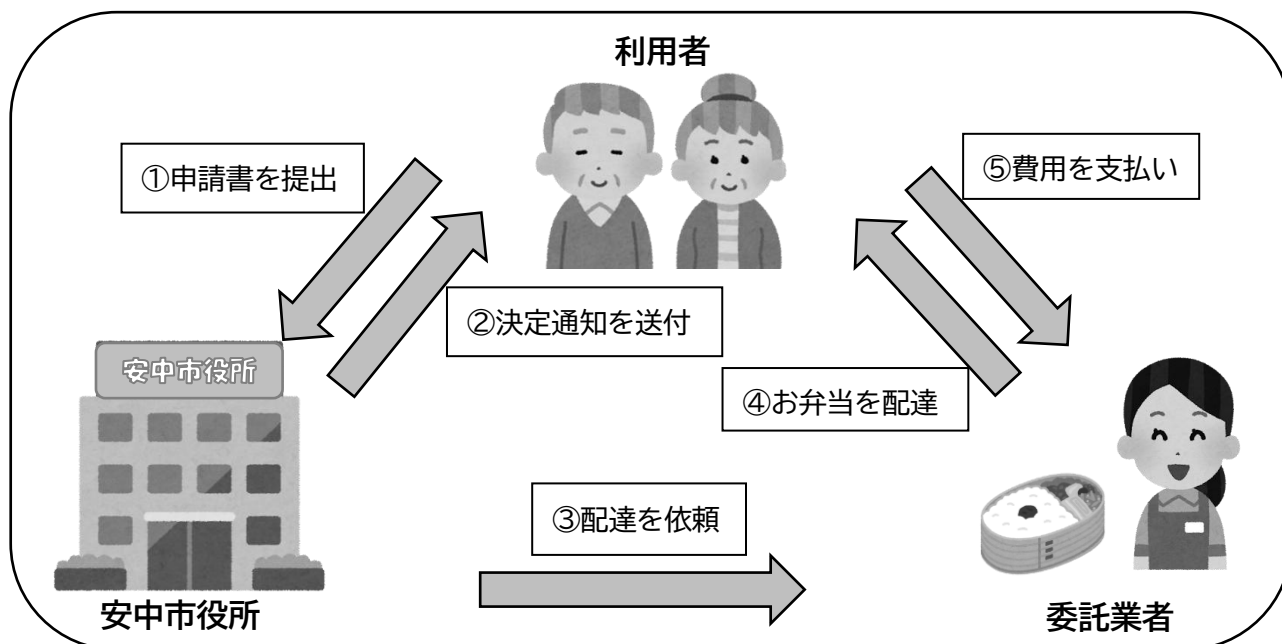
高齢者サービスの一覧

在宅の方への生活支援	ページ	対象年齢
配食支援	1	65歳～
見守り支援(緊急通報装置の貸与)	2	65歳～
在宅訪問理美容サービス	3～4	65歳～
在宅寝たきり等高齢者おむつサービス	5	65歳～
高齢者住宅改造費補助	6	65歳～
ごみ出しサポート	7	75歳～
移動に関する支援	ページ	対象年齢
福祉車両の貸出	8	
交通弱者対策(安中地域)	9	75歳～ほか
交通弱者対策(松井田地域)	10	70歳～ほか
運転免許証自主返納支援	11	65歳～
タクシー事業者一覧	12	
介護者への支援	ページ	対象年齢
在宅介護慰労金の支給	13	65歳～
車椅子の貸出	14	
介護マーク	15	
敬老事業	ページ	対象年齢
地区敬老会事業補助	15	75歳～
敬老祝い金	16	80歳、90歳、101歳～
100歳長寿祝い金	16	100歳
生きがいづくり	ページ	対象年齢
はり・きゅう・マッサージ施術料助成	17～18	70歳～
温泉施設の熟年特別割引券	19	70歳～
一人暮らし高齢者保養事業	20	70歳～
老人クラブ活動補助	20	60歳～
高齢者スポーツ広場の整備(原材料の支給)	21	
ふれあい・いきいきサロン事業/ふれあいの居場所事業	21	
シルバー人材センター	21	
老人福祉センター	22	
暮らしに役立つ持ち物	ページ	対象年齢
ぐんまちょい得シニアパスポート	23	65歳～
介護予防・認知症事業	ページ	対象年齢
介護予防教室・認知症予防教室	24	65歳～
介護予防サポーター養成講座	25	
認知症サポーター養成講座	25	
電力データを用いたフレイル予防サービス	26	65歳～
徘徊高齢者等事前登録制度	27	40歳～
徘徊高齢者等位置情報提供サービス	28	
認知症高齢者等見守りシール交付事業	29	
認知症カフェ(あんなかオレンジカフェ)の開催	30	
市の相談窓口	ページ	対象年齢
高齢者支援課・住民福祉課	31	
その他の相談窓口	ページ	対象年齢
在宅介護支援センター	32	

在宅の方への生活支援

配食支援

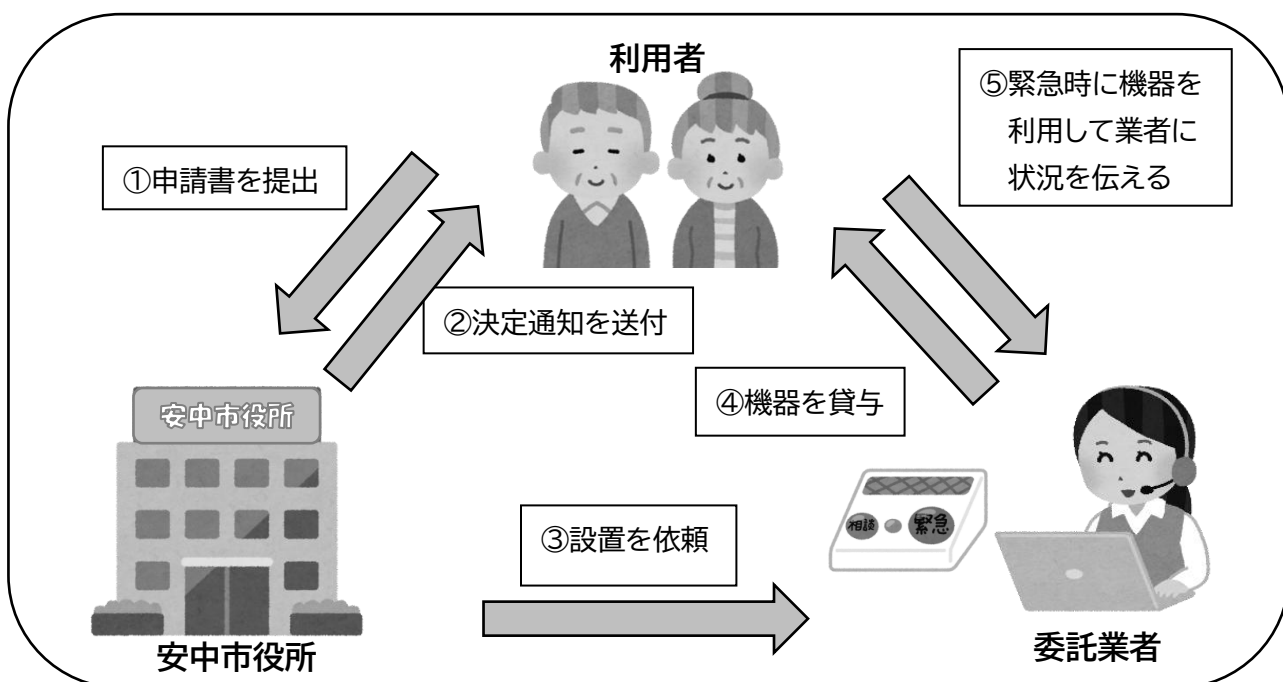
内容	一人暮らしの高齢者などに対し、週5回の範囲内で、市と契約している委託業者が昼食のお弁当を配達することにより、良好な健康状態の維持及び向上を図ります。また、お弁当の配達時に安否確認を行います。 ・直接手渡しでお弁当を受け取ってください。 ・委託業者によって利用できる曜日が異なります。
対象者	安中市に在住し、住民登録がある在宅生活者で、食事の調理や支度が困難次のいずれかに該当する方 ① 65歳以上の単身で生活する方 ② 65歳以上の高齢者のみで生活する方 ③ 同居者が不在となり、日中、65歳以上の高齢者のみで生活する方
費用	委託業者が決めた1食当たりの価格から市補助額366円を差し引いた額 ※ 委託業者へ直接お支払いください。
申請	申請書を高齢者支援課又は住民福祉課の窓口提出してください。 申請の際は、身分を証明するもの(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。 ※ 申請書には家族等の緊急連絡先が必要です。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係 (内線1181・1182) 支所 住民福祉課健康介護係 (内線2151・2152)
委託先	・宅配クック1・2・3 安中杉並木店 安中市古屋 333-1 TEL:027-380-5855 ・宅食ライフ 安中店 安中市板鼻2-7-3 TEL:027-384-4769



在宅の方への生活支援

見守り支援(緊急通報装置の貸与)

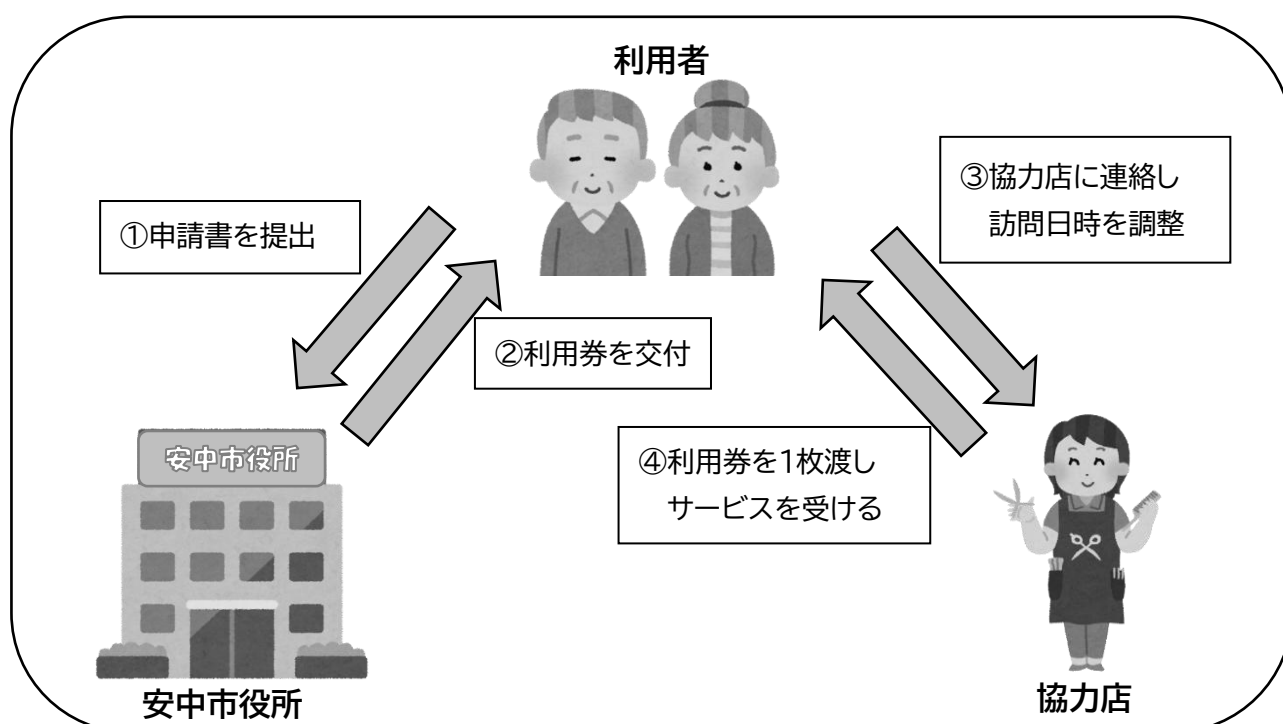
内容	在宅において緊急事態が発生した際に、緊急ボタンを押すと委託業者のコールセンターにつながる緊急通報装置等を貸与します。緊急時には、コールセンターから緊急連絡先に連絡します。また、月1回の安否確認を行います。 貸与品 … 緊急通報装置本体、ペンダント型無線発信機、人感センサー3台 ※ 固定電話回線が使用できないと設置ができません。(NTT 回線推奨)
対象者	安中市に在住し、住民登録がある在宅生活者で、健康状態や身体状況等の理由により緊急時の対応に支障がある、次のいずれかに該当する方 ① 65歳以上の単身で生活する方 ② 65歳以上の高齢者のみで生活する方
費用	無料（通信料は自己負担） ※ 貸与品の破損又は紛失、初回設置後の機器の移設を行う場合は自己負担が発生します。
申請	申請書類を高齢者支援課又は住民福祉課の窓口にご提出してください。 申請の際は、身分を証明するもの(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。 ※ 申請書には家族等の緊急連絡先の記載及び担当民生委員の意見が必要です。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係（内線1181・1182） 支所 住民福祉課健康介護係（内線2151・2152）
委託先	立山科学株式会社 本 社 富山県富山市下番30 TEL:076-483-4012 群馬営業所 富岡市田篠1439-1 TEL:0274-67-5540



在宅の方への生活支援

在宅訪問理美容サービス

内容	理容店又は美容店に出向くことが困難な在宅の高齢者に対し、協力店が自宅を訪問して理美容のヘアカットサービスを行います。 ※ 利用券の交付枚数は申請時期によって異なります。 ・ 4～ 6月中の申請 … 4枚 ・ 7～9月中の申請 … 3枚 ・ 10～12月中の申請 … 2枚 ・ 1～3月中の申請 … 1枚
対象者	安中市に在住し、住民登録がある65歳以上の在宅生活者で、理容店等に出向くことが困難であり、次の①又は②のいずれかに該当する方 ① 要介護認定において、要介護4又は要介護5の認定を受けている方 ② 要介護認定において、要介護1から要介護3までの認定を受けており、単身又は同居者があっても高齢や障害等のために支援が得られない方で市長が必要と認めた方 ※ 施設に入所中、入院中の方及び心身の状態が著しく不良な方は対象外
費用	無料（カットのみ） ※カット以外のサービスを追加して受けた場合は、追加サービスの費用を協力店にお支払いください。
申請	申請書を高齢者支援課又は住民福祉課の窓口に出してください。 申請の際は、身分を証明するもの（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係（内線1181・1182） 支所 住民福祉課健康介護係（内線2151・2152）



在宅訪問理美容サービス協力店一覧

－ 理容組合 －

【令和8年4月1日現在】

店舗名	理容師名	住所	TEL
カット倶楽部 髪蔵	茂 木 克 好	築瀬 99-21	385-0318
カットハウス トーク	須 藤 博 美	板鼻 574-4	382-2944
カットホール ノイズ	堀 越 登	大竹 1442-1	381-4393
髪織人 スズラン	小 板 橋 勤	松井田町松井田 636	393-1075
小林理容店	小 林 恒 夫	松井田町松井田 617	393-3776
田中理容	横 田 明 美	下後閑 1635-2	385-6476
野林理容院	野 林 昭 一	下秋間 209-2	382-0937
バーバー フレンド	吉 本 洋	原市 2-14	382-3205
フルヤ理容室	古 谷 一	高別当 303-1	381-1540
ヘアサロン・クラカミ	倉 上 実	松井田町国衙 95	393-1014
ヘアカット サンクス	楠 徳 重	磯部 3-6-27	385-3625
ヘアーサロン ^{トップ} TOP	長 滝 健 一	磯部 4-11-4	385-1828
ヘアーサロン ドルチェ	戸田 千恵子	板鼻 2066-1	381-4138
ヘアーピット ^{シン} Sin	松 本 眞 吾	松井田町五料乙 466	393-4614
理容 飯塚	飯 塚 丈 幸	松井田町新堀 25-2	393-1017
理容 たかはし	高 橋 一 子	東上秋間 1582	382-4070
理容 ヤジマ	矢 嵩 照 雄	板鼻 1-4-15	381-0160

【協力店50音順】

－ 美容店 －

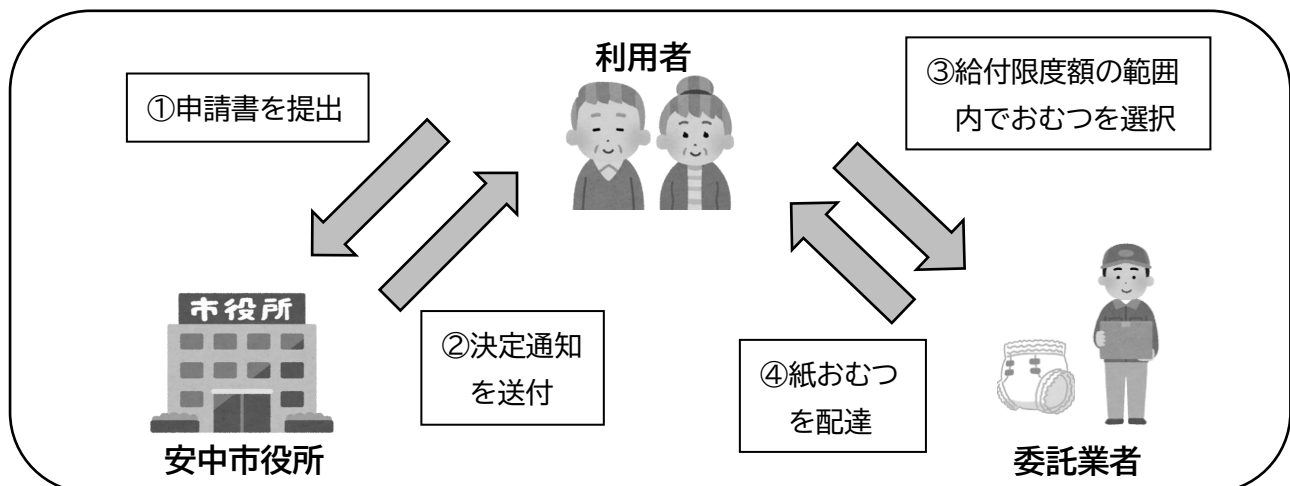
【令和8年4月1日現在】

店舗名	美容師名	住所	TEL
パーマハウスさとう	佐 藤 順 子	安中市上間仁田 394-1	381-3434

在宅の方への生活支援

在宅寝たきり等高齢者おむつサービス

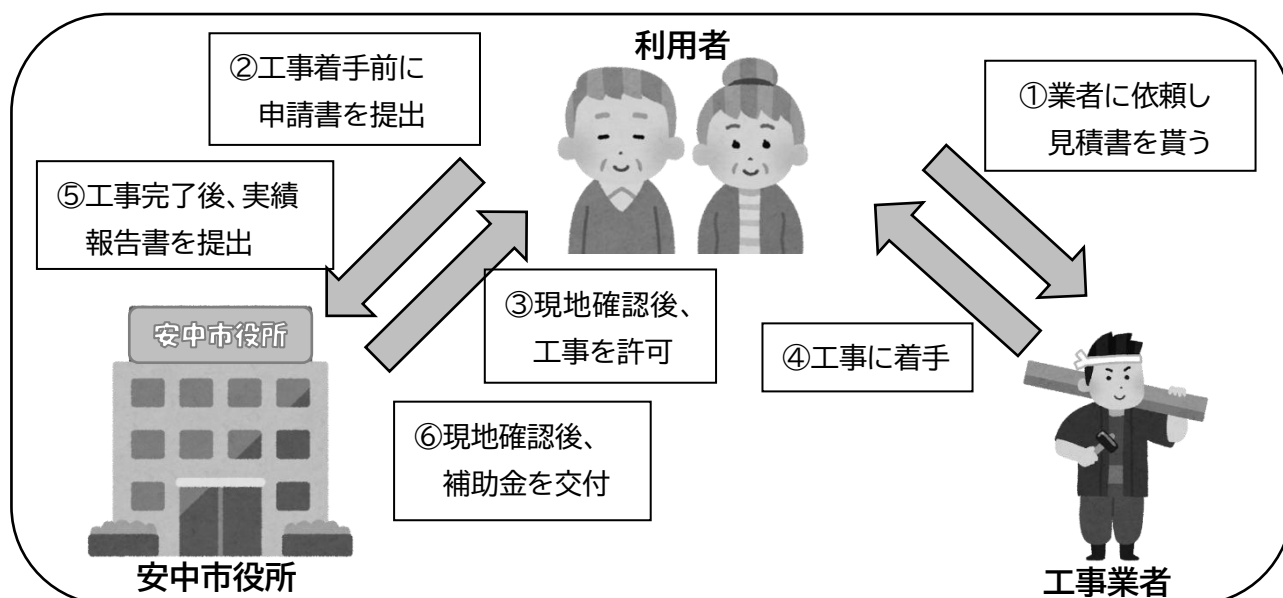
内容	在宅の寝たきり状態の人や認知症によりおむつで排泄をする高齢者に、紙おむつを給付限度額以内で2か月に1回給付します。 利用者の所得税額に応じて給付限度額が異なります。 ・利用者の前年所得税が非課税の場合 … 2か月7,000円分 ・利用者の前年所得税が課税の場合 … 2か月5,500円分 ※ 前年の所得税課税年額を対象とし、毎年度前年の所得税課税年額を確認する為給付限度額が8月から変更となる場合があります。		
対象者	安中市に在住し、住民登録がある65歳以上の在宅生活者で、次の①から③のいずれにも該当する方		
	① 寝たきりの状態又は認知症であり、次のア又はイのいずれかに該当すること		
	ア	要介護4以上	主治医意見書及び認定調査票において、障害高齢者の日常生活自立度がいずれもランクB2以上
	イ	要介護3以上	主治医意見書及び認定調査票において、認知症高齢者の日常生活自立度がいずれもランクⅢ以上
	② 常時失禁状態であり、認定調査票において排尿及び排便行為に介助を必要とすることが認められること ③ 生活保護法による保護を受けていないこと ※ 入院、短期入所(ショートステイ)等の利用日数が月の半数を超える方は対象外		
費用	無料		
申請	申請書を高齢者支援課又は住民福祉課の窓口に提出してください。 申請の際は、身分を証明するもの(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。		
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係 (内線1181・1182) 支所 住民福祉課健康介護係 (内線2151・2152)		
委託先	パナケア真中株式会社 高崎市足門町150-1 TEL:027-360-6601		



在宅の方への生活支援

高齢者住宅改造費補助

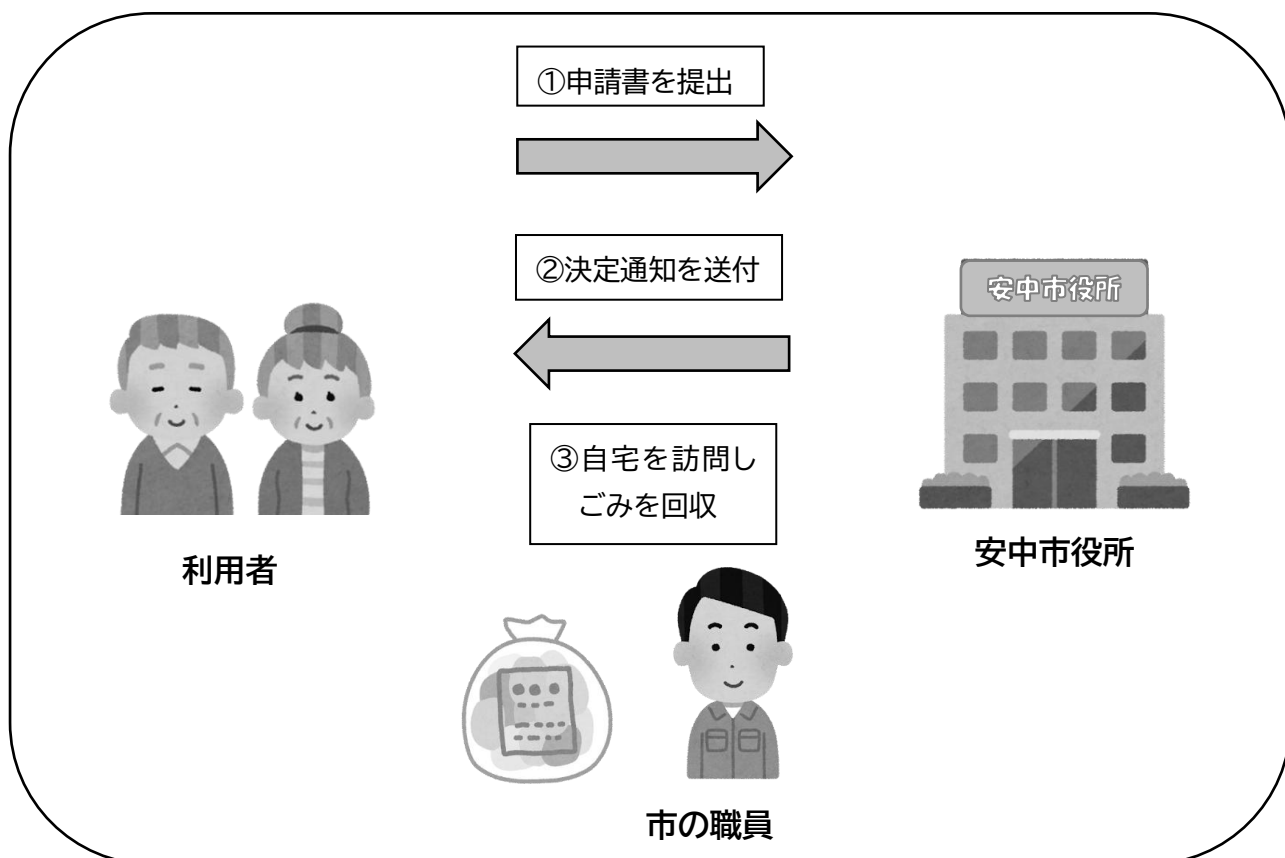
内容	在宅生活の継続及び向上のために、手摺の取り付け・床段差の解消・滑り防止等床材への変更・便器の洋式化などの家屋内外のバリアフリー工事を伴う住宅改造費について助成します。 ・ 高齢者住宅改造費補助よりも介護保険制度の居宅介護（支援）住宅改修費補助が優先されます。 ・ 新築・増築に伴う工事は補助の対象となりません。 ・ 補助金は1家屋につき1度限りで 20 万円を上限とし、補助対象となる工事に要した費用の6分の5（千円未満切り捨て）を補助します。 ・ 工事に着手する前に申請書を提出し審査を受ける必要があります。 ※ 予算に達した時点で、補助申請の受付を終了します。
対象者	安中市に在住し、住民登録がある65歳以上の在宅生活者で、次の①又は②のいずれかに該当する方 ① 要介護認定で要介護2以上と認定された65歳以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が8万円以下の世帯の方 ② 要介護認定で要支援又は要介護1と認定された65歳以上の一人暮らし高齢者又は65歳以上の高齢者のみ世帯で、前年所得税非課税世帯の方
費用	補助額以外は自己負担 ※ 一旦、業者に工事費用をお支払いいただく必要があります。
申請	申請書一式を高齢者支援課又は住民福祉課の窓口提出してください。 申請の際は、身分を証明するもの（運転免許証、マイナンバーカード等）をお持ちください。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係（内線1181・1182） 支所 住民福祉課健康介護係（内線2151・2152）



在宅の方への生活支援

ごみ出しサポート

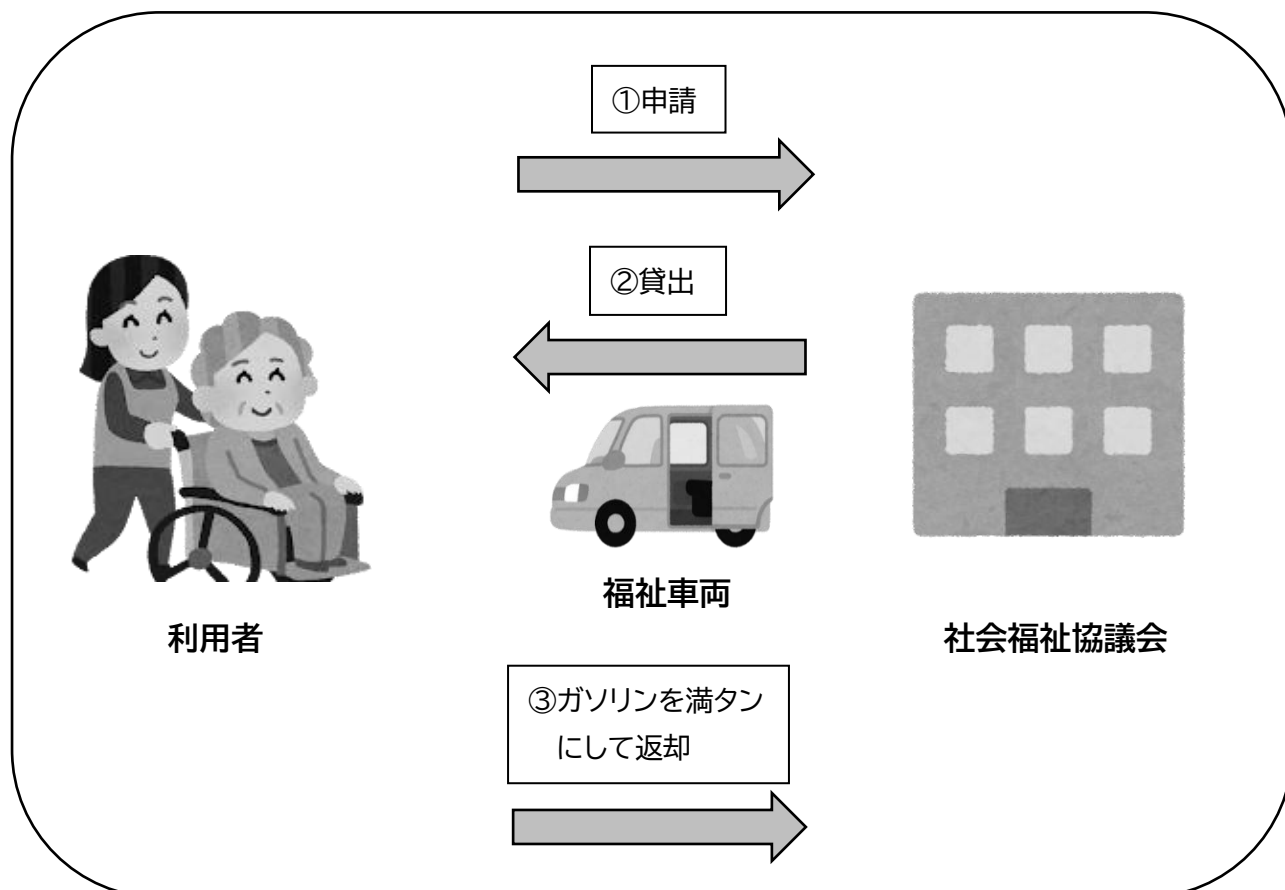
内容	ごみ出しが困難な高齢者の支援として週1回、自宅を訪問し無料でごみの戸別収集と声掛けを行います。 ・収集するごみの種類は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、有害ごみ、古紙、古着などごみステーションで収集するものに限りです。
対象者	安中市に在住し、住民登録がある在宅生活者で、ごみ出しが困難な、次のいずれにも該当する世帯 ① 75歳以上の高齢者のみで生活し、構成されている世帯 ② 家庭ごみを所定のごみステーションに自分で出すことが困難であり、別居の親族や近隣住民、介護サービス等によるごみ出しの支援を受けていない世帯
費用	無料 ※戸別回収ボックス代3,000円が必要です。
申請	申請書を高齢者支援課、住民福祉課又は環境政策課の窓口へ提出してください。 申請の際は、身分を証明するもの(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。 ※ 申請書には家族等の緊急連絡先が必要です。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係 (内線1181・1182) 支所 住民福祉課健康介護係 (内線2151・2152) 碓氷川クリーンセンター内 環境政策課廃棄物対策係(内線1881)



移動に関する支援

福祉車両の貸出

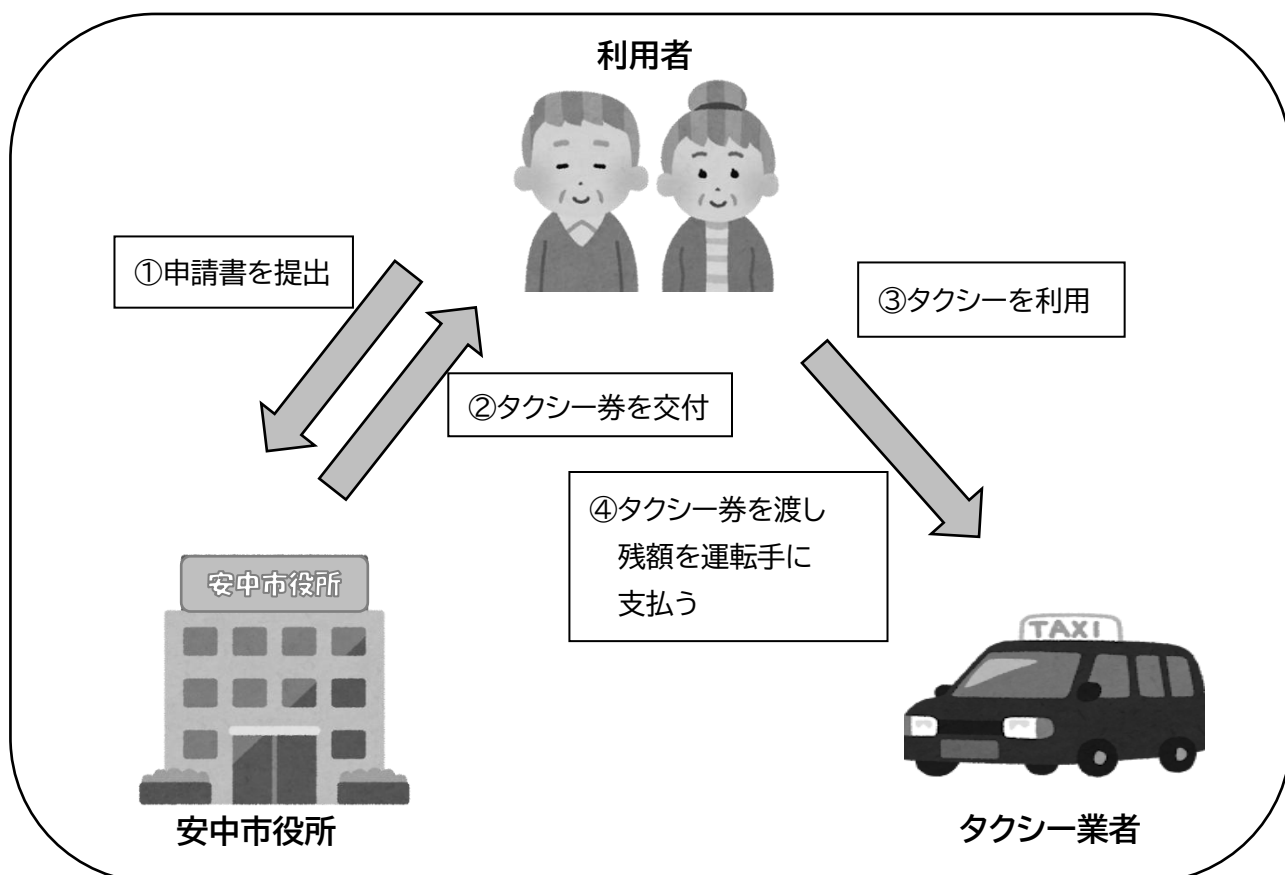
内容	通院や買い物、旅行等に外出するとき、車椅子のまま乗車できる自動車を貸出します。貸出しできる車両は下記のとおりです。 ・ 社協安中本所貸出 … 軽自動車1台、普通車1台 ・ 社協松井田支所貸出 … 軽自動車1台 ※ 車椅子の貸出もあります。
対象者	安中市に在住し、住民登録がある、次のいずれかに該当する方及びその家族等 ① 65歳以上で介護を必要とする方 ② 身体障害者手帳を所持し車いすで日常生活を行う方 ③ 傷病等により一時的に車いすで日常生活を行う方
費用	無料 ※燃料代は実費(ガソリンを満タンにして車両を返却していただきます。)
申請	事前申請が必要です。詳しくは安中市社会福祉協議会にお問い合わせください。
問い合わせ先	安中市社会福祉協議会本所 安中市安中3丁目19-27(地域福祉支援センター内) TEL:027-382-8397 安中市社会福祉協議会松井田支所 安中市松井田町新堀245(松井田庁舎内) TEL:027-393-3948



移動に関する支援

交通弱者対策(安中地域)

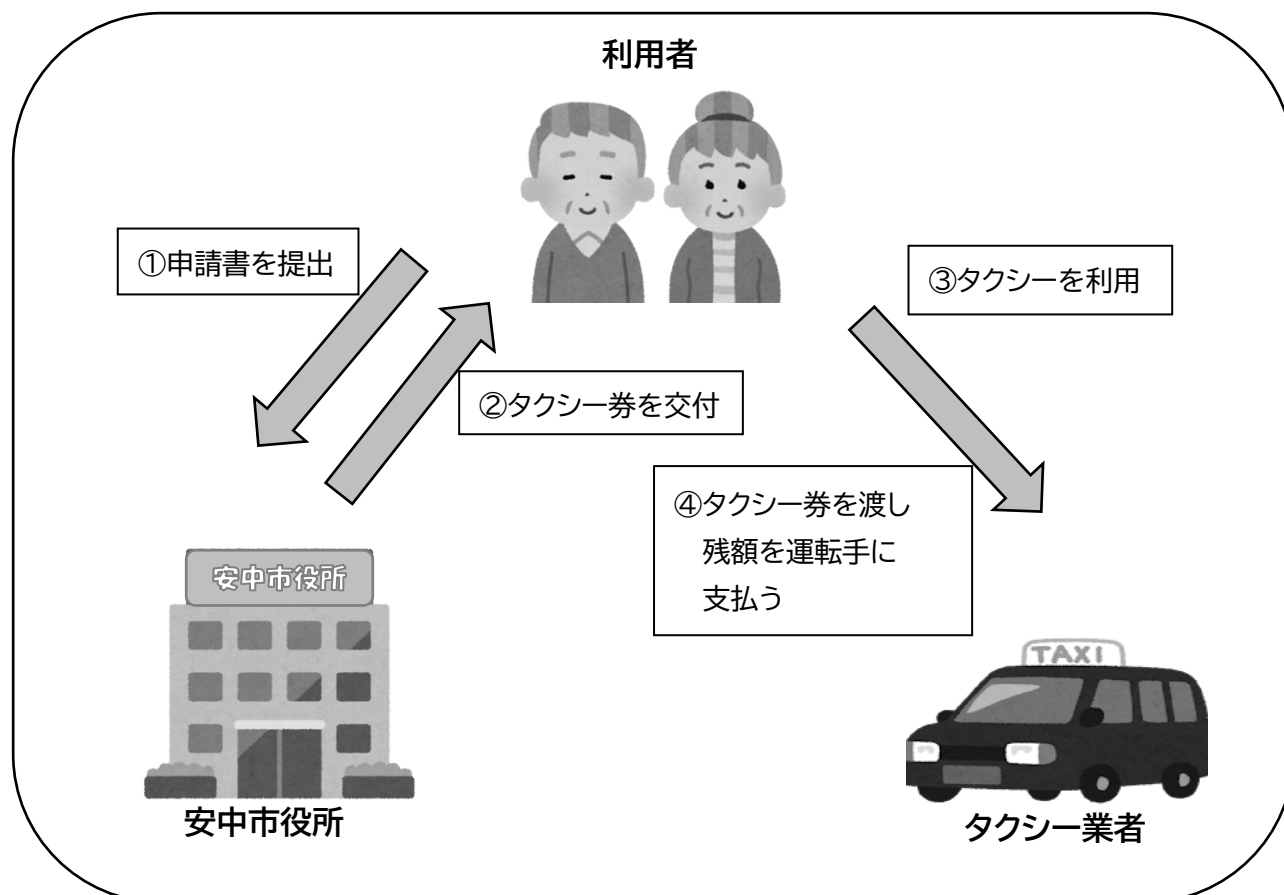
内容	タクシー以外の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等が、タクシーを利用したときの料金を一部補助するタクシー券を交付します。 ・1枚300円割引の利用券を年間60枚 ※追加交付はできません。 ・乗車1回につき、乗車料金に応じて最大5枚まで使用できます。
対象者	安中市に在住し、住民登録がある在宅生活者で、次のいずれかに該当する方 ① 75歳以上の方 ② 1級～3級の身体障害者手帳をお持ちの方 ③ ひとり親家庭(配偶者がなく、満18歳未満の児童を扶養している親と当該児童のみの世帯)の親で、自動車を保有しない方
申請	申請書を本庁高齢者支援課の窓口へ提出してください。 申請の際は、身分を証明するもの(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係 (内線1181・1182)



移動に関する支援

交通弱者対策(松井田地域)

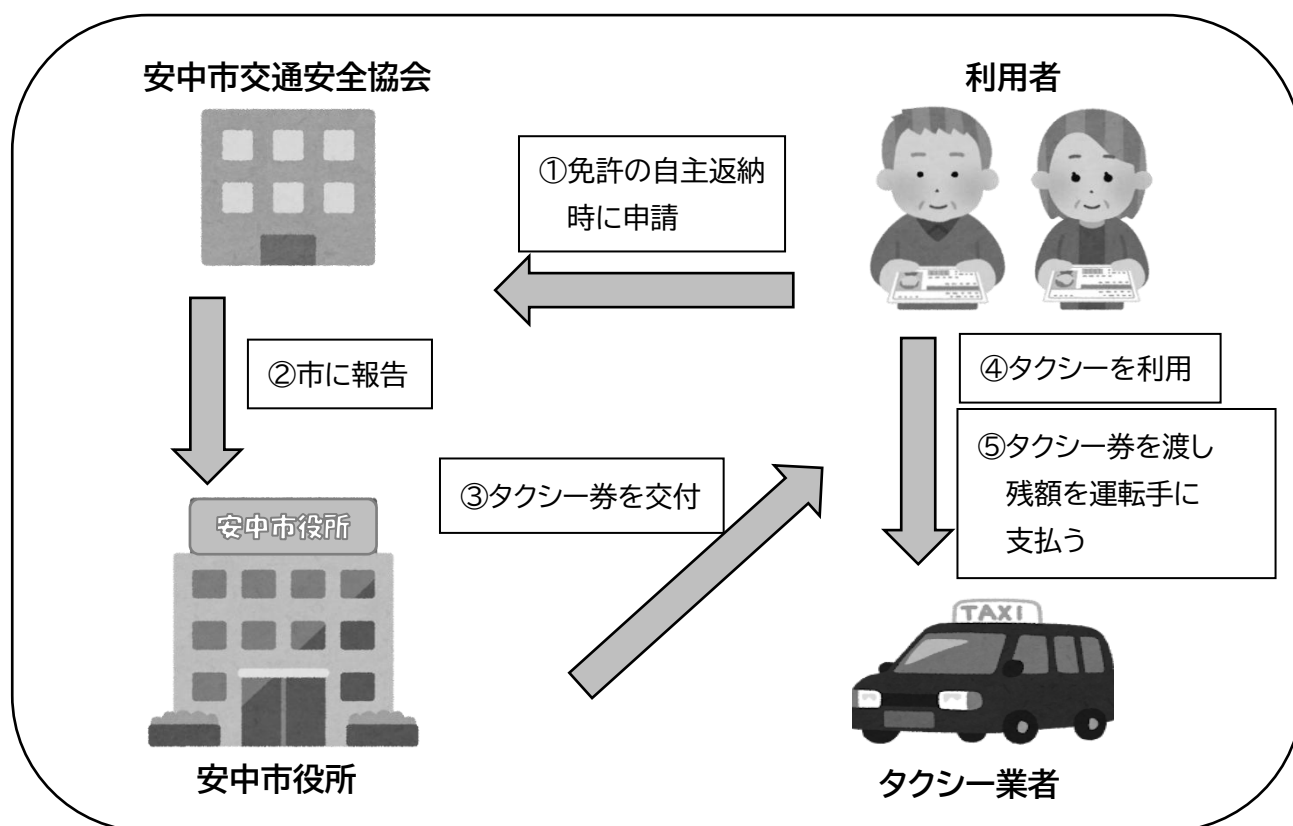
内容	タクシー以外の交通機関を利用することが困難な在宅の高齢者等が、タクシーを利用したときの料金を一部補助するタクシー券を交付します。 ・一冊24枚綴りを年間2冊まで ※特別な事情があると認められる場合に限り、追加交付します。 ・松井田地域を4地区に分け、距離に応じて330円から19段階に分けて補助 ※地区と距離により補助額が決まります。
対象者	安中市に在住し、住民登録がある在宅生活者で、次のいずれかに該当する方 ① 70歳以上の方 ② 身体・精神・療育いずれかの手帳をお持ちの方 ③ ひとり親家庭の親(配偶者がなく、満18歳未満の児童を扶養している方)
申請	申請書を支所住民福祉課の窓口へ提出してください。 申請の際は、身分を証明するもの(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。 ※3冊目以降の申請には、病院の受診状況がわかる書類(病院受診時の領収書・お薬手帳等)が必要です。
問い合わせ先	支所 住民福祉課健康介護係 (内線2151・2152)



移動に関する支援

運転免許証自主返納支援

内容	運転に不安を感じている高齢者の運転免許証の自主返納後の移動手段を支援するため、自主返納した方がタクシーを利用したときの料金を一部補助するタクシー券を交付します。 ・乗車1回につき1枚利用できるタクシー利用券500円を12枚交付
対象者	安中市に在住し、住民登録がある運転免許証自主返納者で、自主返納の時点において次のいずれかに該当する方 【安中地域】65歳以上75歳未満の方 【松井田地域】65歳以上70歳未満の方
申請	安中市交通安全協会で運転免許証を自主返納した場合のみ、運転経歴証明書交付手数料の助成と同時に申請できます。
問い合わせ先	○タクシー利用券の助成について 本庁 高齢者支援課長寿支援係（内線1181・1182） 支所 住民福祉課健康介護係（内線2151・2152） ○運転免許証自主返納支援事業について 本庁 危機管理課交通防犯係（内線1132）



タクシー事業者一覧

【令和8年4月1日現在】

業者名	事業所	住所	電話番号
安中タクシー		安中 3-12-13	381-0470
榛名観光タクシー	安 中 事 業 所	安中 1-9-14	381-1277
上信ハイヤー	安 中 営 業 所	安中 2-10-7	382-2323
高崎駅構内自動車	磯 部 営 業 所	磯部 1-17-4	385-6850
	松井田営業所	松井田町新堀 288-3	393-0135
ツバメタクシー		松井田町新堀 318	393-1181
介護タクシーひかり		安中 1-10-17	090-5344-0117

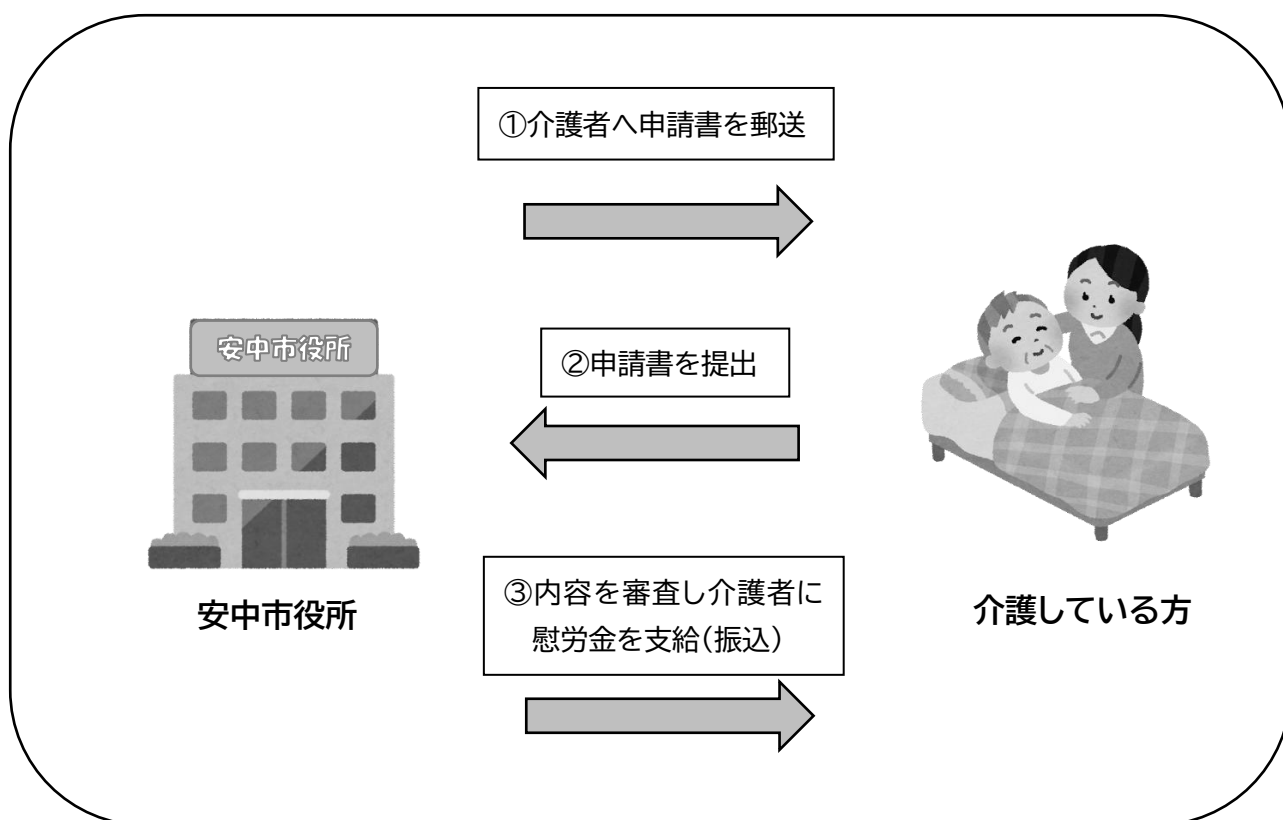
※ タクシー券は上記のタクシー事業者のみで利用できます。(上表以外の事業者では利用できません。)

※ 事業者は変更になる場合があります。

介護者への支援

在宅介護慰労金の支給

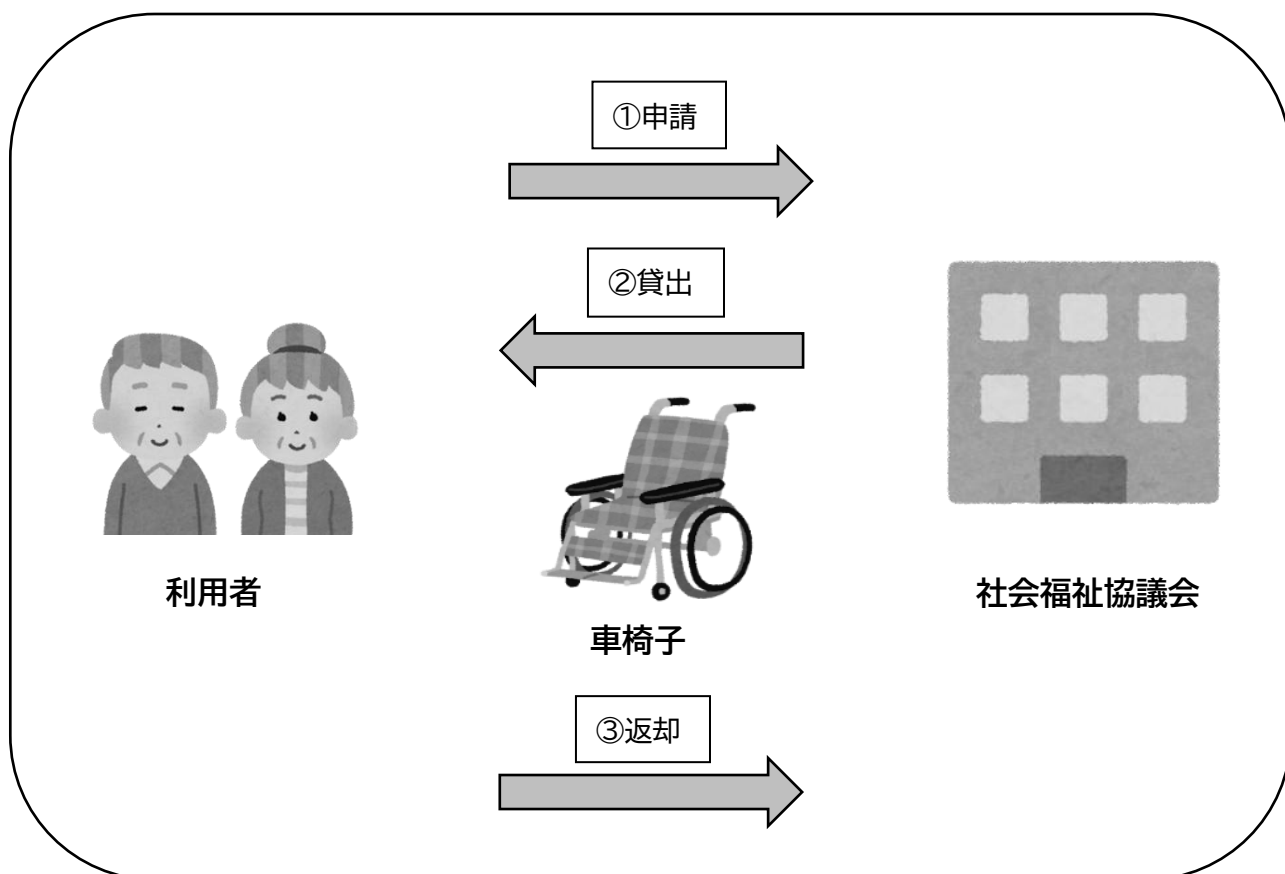
内容	日常生活に支障のある在宅高齢者を介護する主たる介護者に、介護の労をねぎらう慰労金(10万円)を支給します。
対象者	基準日(8月1日)時点において、次の①から④のいずれにも該当する高齢者を、居宅で1年以上継続して介護している方 ① 安中市に在住し、住民登録がある65歳以上の方 ② 要介護認定で、要介護4又は要介護5の状態が1年を超えて継続している方 ③ 基準日以前の1年間において、入院、短期入所(ショートステイ)等により在宅生活を離れた期間が100日以下の方 ④ 基準日以前の1年間において、施設入所したことがない方 ※ 主たる介護者がいない場合は、本人を対象者とします。
申請	全ての要件に該当する高齢者を抽出し、その高齢者を介護する主たる介護者へ申請書を郵送します。 申請書を高齢者支援課又は住民福祉課の窓口に提出してください。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係 (内線1181・1182) 支所 住民福祉課健康介護係 (内線2151・2152)



介護者への支援

車椅子の貸出

内容	加齢や病気、けがなどにより日常生活に支障がある方の快適な生活の維持及び、介護者の負担軽減を目的として車椅子を貸出します。 ・貸出期間は、半年間とします。 ・必要に応じて貸出期間の延長が可能です。
対象者	安中市に在住し、住民登録がある方で、加齢、病気、けがなどにより日常生活に支障があり車椅子を必要とする方 ※ 介護保険制度で受けられる(介護予防)福祉用具貸与が利用できる場合は対象外
費用	無料
申請	安中市社会福祉協議会にお問い合わせください。
問い合わせ先	安中市社会福祉協議会本所 安中市安中3丁目19-27(地域福祉支援センター内) TEL:027-382-8397 安中市社会福祉協議会松井田支所 安中市松井田町新堀245(松井田庁舎内) TEL:027-393-3948



介護者への支援

介護マーク	
内容	認知症の方などの介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくく、周囲から誤解や偏見を持たれることがあります。介護中であることを周囲に理解していただくために、「介護マーク」を配布しています。
対象者	介護の必要な高齢者、障害者等を介護している方 ※ 介護者(介護する人)又は被介護者(介護される人)が安中市に住民登録があることが必要です。
費用	無料
申請	申請書を高齢者支援課又は住民福祉課の窓口に出してください。 申請の際は、介護者及び被介護者の身分を証明するもの(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係 (内線1181・1182) 支所 住民福祉課健康介護係 (内線2151・2152)



敬老事業

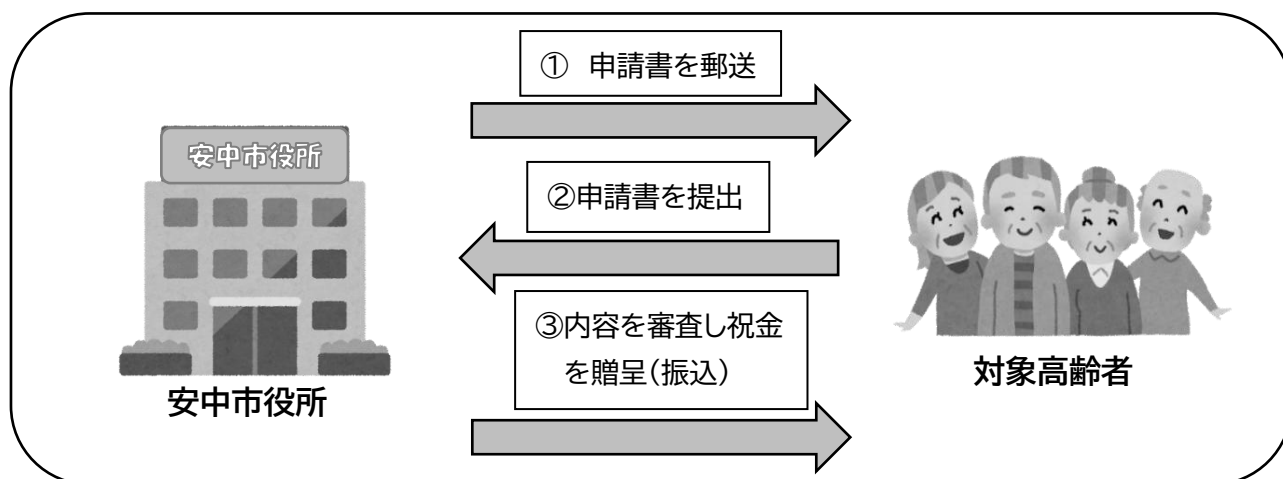
地区敬老会事業補助	
内容	社会福祉協議会の14支部が主催する地区敬老会に、事業費の一部を市が補助します。
対象者	安中市に住民登録があり該当地区に在住している、次のいずれかに該当する方 ① 当該年度中に75歳に到達する方 ② 75歳以上の方
補助金額	1名あたり1,000円
問い合わせ先	○補助金について 電話番号 027-382-1111 本庁 高齢者支援課長寿支援係 (内線1181・1182) 支所 住民福祉課健康介護係 (内線2151・2152)



敬老事業

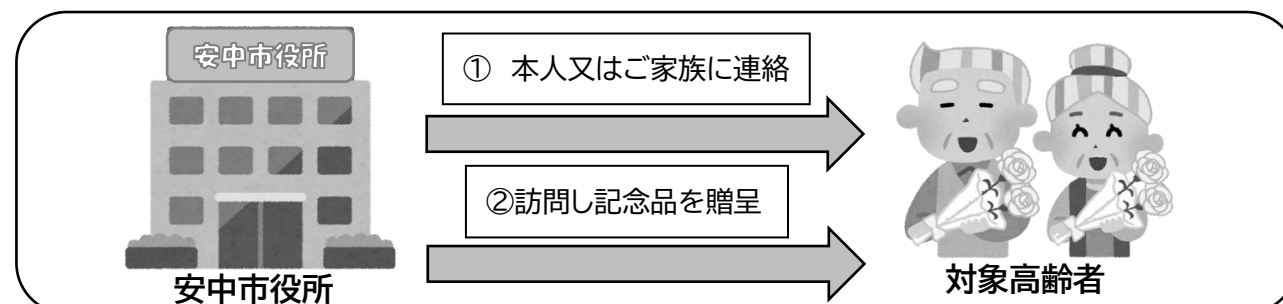
敬老祝い金

内容	長寿を祝福し、敬老の意を表して、敬老祝金を贈呈します。
対象者	基準日(9月1日)時点において、安中市に在住し住民登録がある方で、当該年度中に贈呈年齢に到達する方
贈呈年齢及び祝金	① 80歳 … 5,000円 ③ 101歳以上 … 10,000円 ② 90歳 … 10,000円
実施方法	対象者には申請書を郵送します。 ※ 申請書を受付後、約2か月後に口座振込により贈呈します。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係（内線1181・1182） 支所 住民福祉課健康介護係（内線2151・2152）



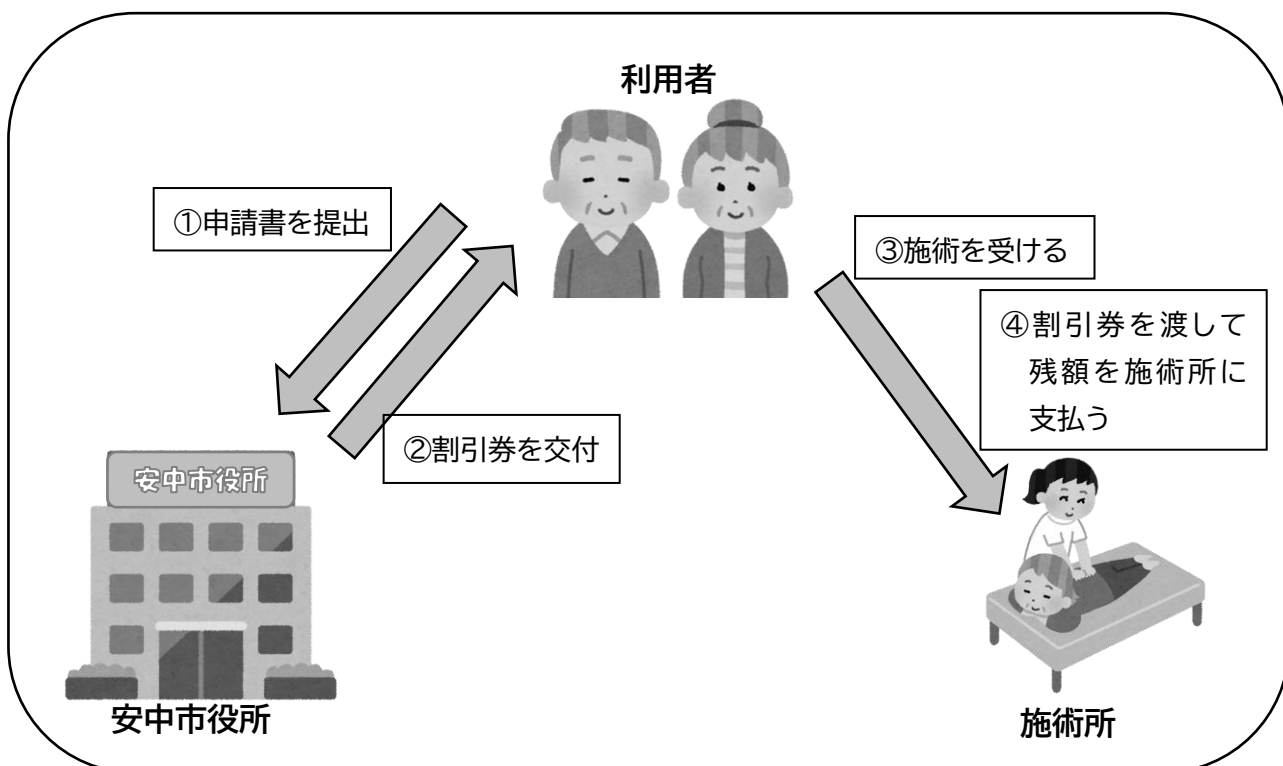
100歳長寿祝い金

内容	満100歳の高齢者に対し、慶祝訪問を行い、長寿を祝福します。 ・祝金5万円及び額縁ほか市議会、市社会福祉協議会より記念品等を贈呈
対象者	100歳に到達した日において、安中市に在住し住民登録がある方
実施方法	対象者又はご家族に誕生日を迎える前にご連絡します。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係（内線1181・1182） 支所 住民福祉課健康介護係（内線2151・2152）



はり・きゅう・マッサージ施術料助成

内容	市と契約をしている、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師から施術を受けたときの施術料を一部助成する割引券を交付します。 施術1回につき1,000円の割引券を年間で最大4枚まで交付 ※ 割引券の交付枚数は申請時期によって異なります。 ・ 4～6月中の申請 … 4枚 ・ 7～9月中の申請 … 3枚 ・ 10～12月中の申請 … 2枚 ・ 1～3月中の申請 … 1枚 ※対象となる施術所は次のページをご確認ください。
対象者	安中市に在住し住民登録がある、次のいずれにも該当する方 ① 70歳以上の方 ② 前年の所得税課税年額が42,000円以下の方
費用	1回の施術に対し割引券を1枚渡し、施術料から1,000円を差し引いた額をお支払いください。 ※ 施術料は各施術所にお問い合わせください。
申請	申請書を高齢者支援課又は住民福祉課の窓口に出してください。 申請の際は、身分を証明するもの(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係 (内線1181・1182) 支所 住民福祉課健康介護係 (内線2151・2152)



はり・きゅう・マッサージ契約施術所一覧

(令和8年4月1日現在)

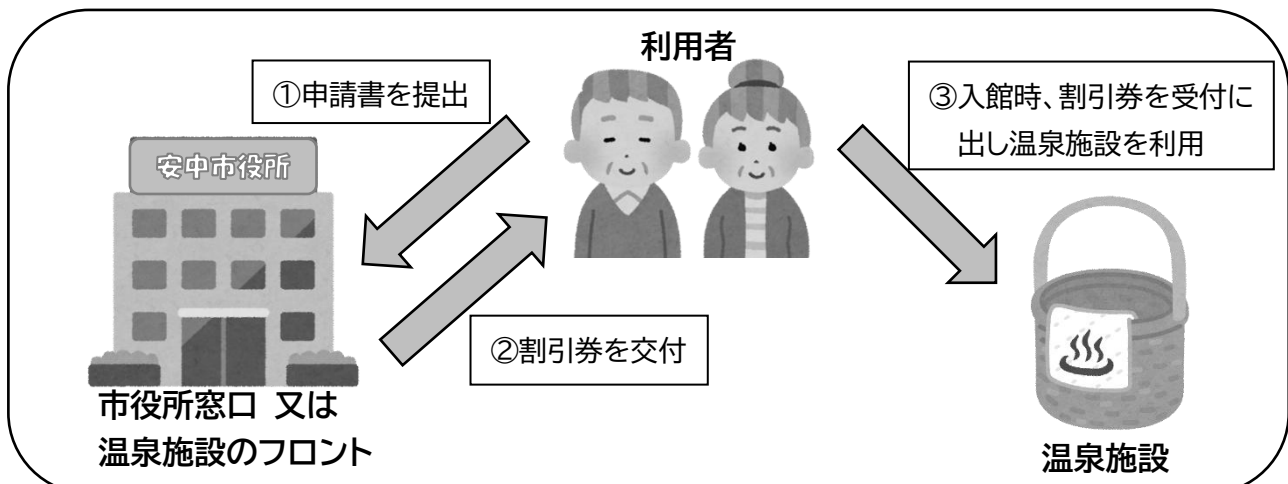
施術所名	住所	TEL	施術内容				
			あん摩	マッ サ ー ジ	指 圧	は り	き ゅ う
オコノギ治療院	松井田町 二軒在家 441	393-1915	●	●	●	●	●
工藤はり灸治療院	松井田町 松井田 281-8	393-0267	●	●	●	●	●
健康鍼灸治療院	安中 1093	382-2170	●	●	●	●	●
小林鍼灸治療院	松井田町 八城 190-3	393-5185	●	●	●	●	●
佐藤マッサージ 治 療 院	下磯部 370-29	385-1434	●	●	●		
関 口 指 圧 室	松井田町 国衙 685	393-1801	●	●	●		
はらいち鍼灸院	原市 1987-8	385-4754				●	●
みなとや治療院	松井田町 松井田 560	393-0016	●	●	●		
柳 沼 治 療 院	安中 2-15-14	090-4944- 4172	●	●	●	●	●
山中マッサージ	安中 5-4-72	382-3484	●	●	●		
山村鍼灸接骨院	鷺宮 1167	381-0924				●	●
横 山 鍼 灸 院	磯部 1-7-55	385-6751				●	●

【施術所50音順】

※ 施術料は各施術所にお問い合わせください。

温泉施設の熟年特別割引券

内容	対象の温泉施設共通で利用できる割引券を交付します。 ・年間で合計12回まで ※割引券を利用できるのは対象となる本人のみです。
対象者	安中市に在住し、住民登録がある70歳以上の方
対象の温泉施設	① 愛妻湯の町 磯部温泉郷「恵みの湯」 安中市磯部3丁目3-41 TEL:027-385-1126 休館日：毎月第1・第3火曜日(祝日の場合は翌日) 年末年始(12月30日から1月1日まで) ② 碓氷峠の森公園交流会館 天然温泉「峠の湯」 安中市松井田町坂本1222 TEL:027-380-4000 休館日：毎月第2・第4火曜日(祝日の場合は翌日)
費用	割引後の入館料(3時間入館) ※ 300円割引 ① 恵みの湯 … 300円 ② 峠の湯 … 平日 400円、土日祝 500円
申請	下記のいずれかの場所で申請してください。申請の際は、身分を証明するもの(運転免許証、マイナンバーカード等)をお持ちください。 ・本庁 高齢者支援課(長寿支援係) ・支所 住民福祉課(健康介護係) ・恵みの湯(フロント) ・峠の湯(フロント) *安中市地域電子通貨(UMECA)を使用した電子クーポンでの交付も可能です。 地域電子通貨(UMECA)を使用する場合の申請は、本庁高齢者支援課又は支所住民福祉課窓口のみ受け付けています。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係 (内線1181・1182) 支所 住民福祉課健康介護係 (内線2151・2152)



一人暮らし高齢者保養事業

内容	明るく生きがいのある生活を維持していただくため、70歳以上の一人暮らしの方を対象とした日帰り旅行を実施します。 ※詳細につきましては、市の広報紙等でお知らせします。
対象者	安中市に在住し住民登録がある、70歳以上の一人暮らしの方 ※介護や支援を必要とせず、旅行中の行動ができる方
費用	負担額は行き先により決まります。
問い合わせ先 (委託先)	市が社会福祉協議会に委託して実施します。 ○安中市社会福祉協議会本所 安中市安中3丁目19-27(地域福祉支援センター内) TEL:027-382-8397 ○安中市社会福祉協議会松井田支所 安中市松井田町新堀245(松井田庁舎内) TEL:027-393-3948

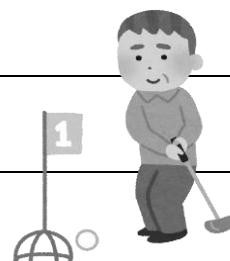


老人クラブ活動補助

内容	地域の高齢者で組織し、会員の親睦と健康増進及び社会奉仕等の活動を行う老人クラブに活動費を補助します。
対象	代表者及び役員を置き、事業を実施して会計処理を行う老人クラブ ※ 補助対象となるのは、年齢が60歳以上の会員です。 60歳未満の者がクラブに加入することもできますが、補助対象となりません。
申請	毎年4月に補助金の申請及び前年度の実績報告を行ってください。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係 (内線1181・1182) 支所 住民福祉課健康介護係 (内線2151・2152) ※ 老人クラブの新規結成、解散等は社会福祉協議会にお問い合わせください。

高齢者スポーツ広場の整備(原材料の支給)

内容	ゲートボール場やグランドゴルフ等の高齢者スポーツ広場を整備・設置する区または老人クラブに対し、整備に必要な原材料(砂)を支給します。 ※ 整備は申請団体でお願いします。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課長寿支援係 (内線1181・1182) 支所 住民福祉課健康介護係 (内線2151・2152)



ふれあい・いきいきサロン事業/ふれあいの居場所事業

内容	地域の高齢者を中心に仲間づくりを通じて高齢者の健康と地域福祉の向上を図るサロンについて事業費の一部を市が補助しています。
問い合わせ先	○安中市社会福祉協議会本所 安中市安中3丁目19-27(地域福祉支援センター内) TEL:027-382-8397 ○安中市社会福祉協議会松井田支所 安中市松井田町新堀245(松井田庁舎内) TEL:027-393-3948



シルバー人材センター

内容	高齢者の就労に関する情報収集及び提供を行うとともに、就労に関する調査研究、相談等を実施します。また、高齢者の希望と能力に応じた就労機会を開拓し、併せて適切な提供を行います。
問い合わせ先	○安中市シルバー人材センター 安中市安中3丁目19-27(地域福祉支援センター内 2階) TEL:027-380-5112



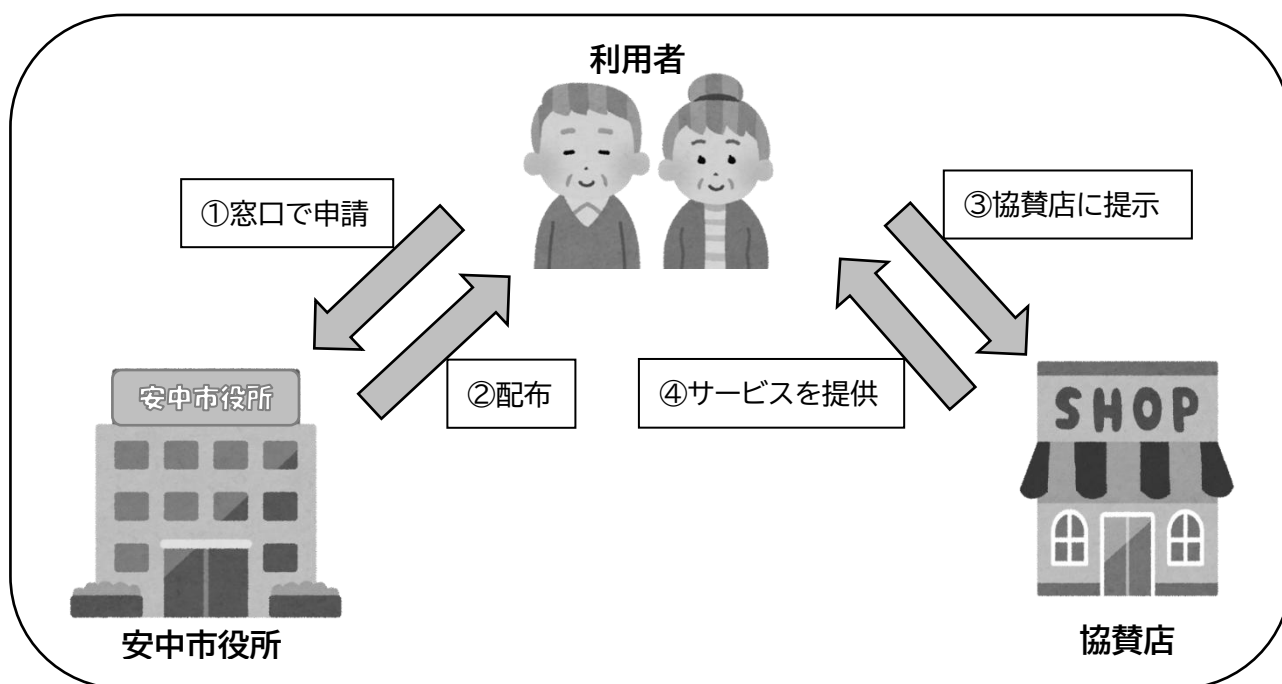
老人福祉センター（愛称:いきいき長寿センター）	
内容	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーションの便宜を提供する等、健康で明るい生活が送れることを目的とした施設です。
利用時間	【開館時間】 9:00～16:30 【風呂の利用時間】 10:00～15:00 【カラオケの利用時間】 10:00～15:00
休館日	① 毎週月曜日 ② 祝日の翌日 ※その日が土曜日・日曜日又は月曜日にあたる時は、その後にくる火曜日 ③ 年末年始(12月28日から1月4日まで)
使用料	・ 市内の居住者(1日あたり) (ア)65歳以上 … 無料 (イ)65歳未満の身体障害者 … 50円 (ウ)60歳以上65歳未満 … 100円 (エ)60歳未満 … 210円 ・ 市外の居住者(一律) … 310円 ・ カラオケ(1曲あたり) … 100円 ○ 義務教育就学前の児童、生活保護法による保護を受ける方が使用する場合は使用料を免除します。 ○ 市内の団体(15人以上)の利用で老人福祉センターの運営に支障がない場合に限り、小型バスにより無料で送迎を行います。 ※ 利用日の4日前までに申込みが必要です。
問い合わせ先	安中市老人福祉センター 安中市板鼻2086-1 TEL:027-382-2929



暮らしに役立つ持ち物

ぐんまちよい得シニアパスポート

内容	高齢者の積極的な外出を促し、地域との交流や健康維持につなげることを目的として、協賛店で提示すると割引やプレゼントなどのサービスを受けられる、ぐんまちよい得シニアパスポート(ぐーちょきシニアパスポート)を配布します。
対象者	群馬県内に在住している65歳以上の方
申請	本庁高齢者支援課又は支所住民福祉課に、身分を証明するもの(運転免許証、マイナンバーカード等)を提示してください。
問い合わせ先	群馬県 健康福祉部 介護高齢課 TEL:027-226-2562



介護予防教室 ・ 認知症予防教室

内容	介護を必要とする状態や認知症になることを予防するための教室を開催します。 体操や運動など身体の事や食事(栄養)、口腔機能、認知機能など、様々な内容で実施します。 ・健康寿命UP教室 ・ヨガ教室 ・エアロビ教室 ・フレイル予防教室 ・ウォーキング教室 など (教室は年度により多少変更があります) 開催日時、内容等は広報誌や市ホームページをご確認ください。
対象者	安中市に在住し住民登録のある介護予防、認知症予防に取り組みたい65歳以上の方
利用方法	お電話にてお申込みください。
費用	原則無料
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課地域包括支援センター(内線 1188・1193) 支所 地域包括支援センター(内線 2156)

運動



栄養



頭の体操



お口の健康



介護予防・認知症事業

介護予防サポーター養成講座

内容	介護予防について学び、地域で介護予防や健康づくりの取組みを実践するボランティア(介護予防サポーター)を養成する研修です。 研修内容は高齢者の健康づくりに加え、ご自身の介護予防にもなる内容で構成し、中級・上級編を実施します。 開催日時、場所等は広報誌や市ホームページをご確認ください。
対象者	安中市に在住し、住民登録のある以下の方 ・ ご自身の介護予防に取り組みたい方 ・ 市の介護予防事業にボランティアとして参加していただける方 ・ 地域で介護予防サポーターとして活動したい方
利用方法	お電話にてお申込みください。
費用	無料
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課地域包括支援センター(内線 1188・1193) 支所 地域包括支援センター(内線 2156)



認知症サポーター養成講座

内容	認知症に関する正しい知識を習得し、できる範囲で認知症の人やそのご家族を支えていく『応援者』の養成を目的とした講座です。 認知症に関する基礎的な知識や対応方法、認知症の人やそのご家族の気持ちを理解できるような講座となっています。 対象者(組織等)の希望や要望等を踏まえ講座の内容を決定します。
対象者	市内の組織、団体、企業、教育機関など
条件	・ 受講人数が5名以上であること ・ 祝祭日、年末年始を除く月～金曜の午前9時～午後5時の間で、1時間半程度の講義が受講できること ※ 上記以外も対応可能な場合もありますのでご相談ください。
利用方法	お電話にてご相談ください。
費用	無料
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課地域包括支援センター(内線 1188・1193) 支所 地域包括支援センター(内線 2156)

電力データを用いたフレイル予防サービス

内容	電気の使用状況からフレイル(虚弱)状態を分析するサービスです。 新たな機器の設置等は不要で、普段通りの生活を続けていただくことでフレイル状態が把握できます。 分析結果は定期的にお知らせし、フレイル状態と判定された方には改善に向けた助言等を行います。
対象者	安中市に在住し、住民登録のある65歳以上のひとり暮らしの方 ※ <u>以下の人は対象となりません。</u> ・ 要介護1～5の認定を受けている方 ・ 老人ホームなど、高齢者が共同で生活する施設やそれに類する住宅に入居(入所)している方
利用方法	電力契約者ご本人を証明するもの(マイナンバーカード、運転免許証、健康保険の被保険証等のうちいずれか一点)をご持参の上、地域包括支援センターの窓口にてお申込みください。
費用	無料
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課地域包括支援センター(内線 1188・1193) 支所 地域包括支援センター(内線 2156)

簡単なお申込み（登録）で フレイルリスクの有無をお知らせします

1

電力メーターで
30分ごとの
電気の使用量を
計ります

2

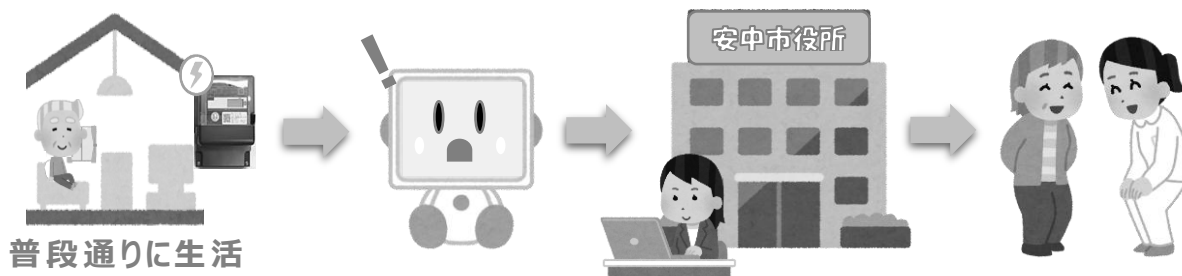
電気の使用状況
をコンピューター
が分析します

3

毎月のフレイル
検知結果を市で
確認します

4

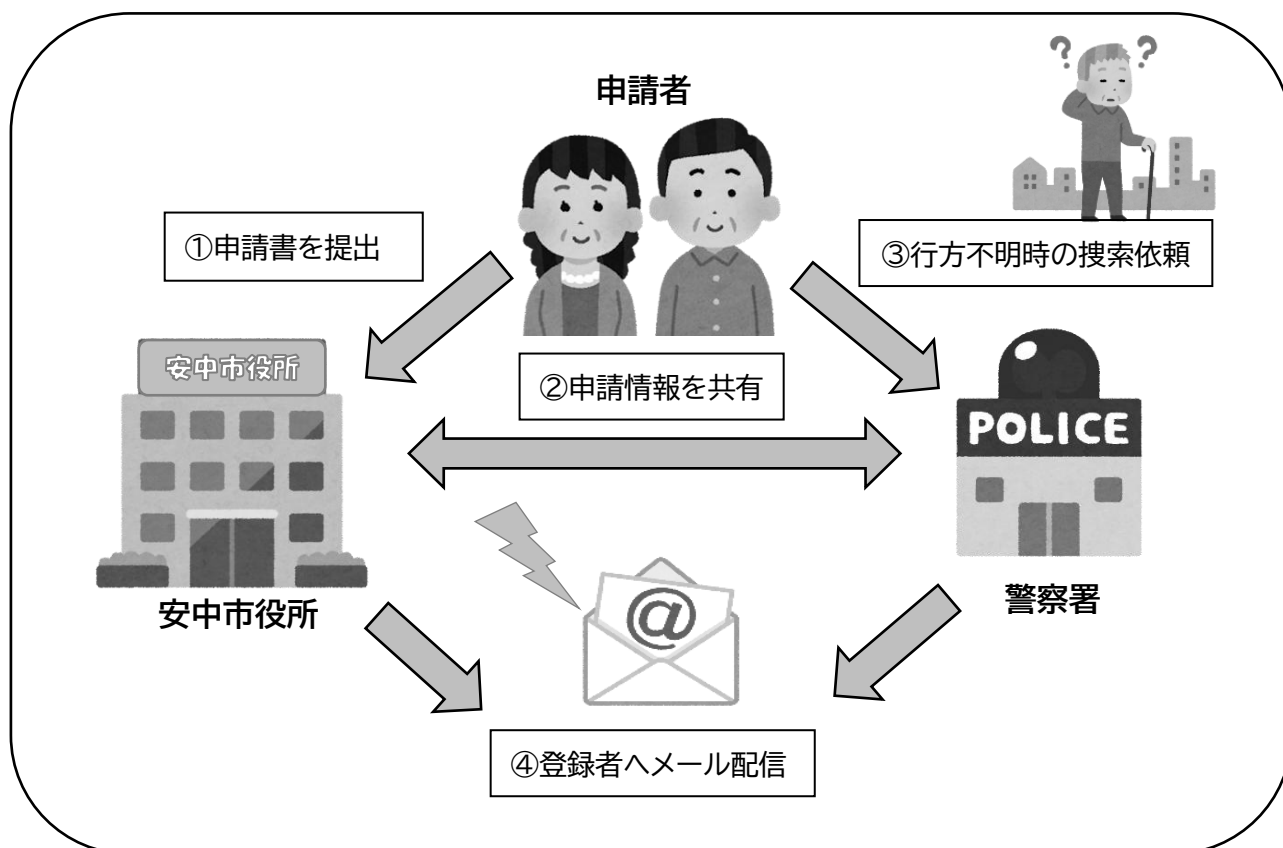
市職員等がお
声かけします
(日常生活継続
の助言等)



- フレイルとは、健康状態と要介護の間の状態で、加齢により心身が衰弱した状態です。フレイルの状態に早く気づき、生活を見直すことが大切ですので早めに登録しましょう。

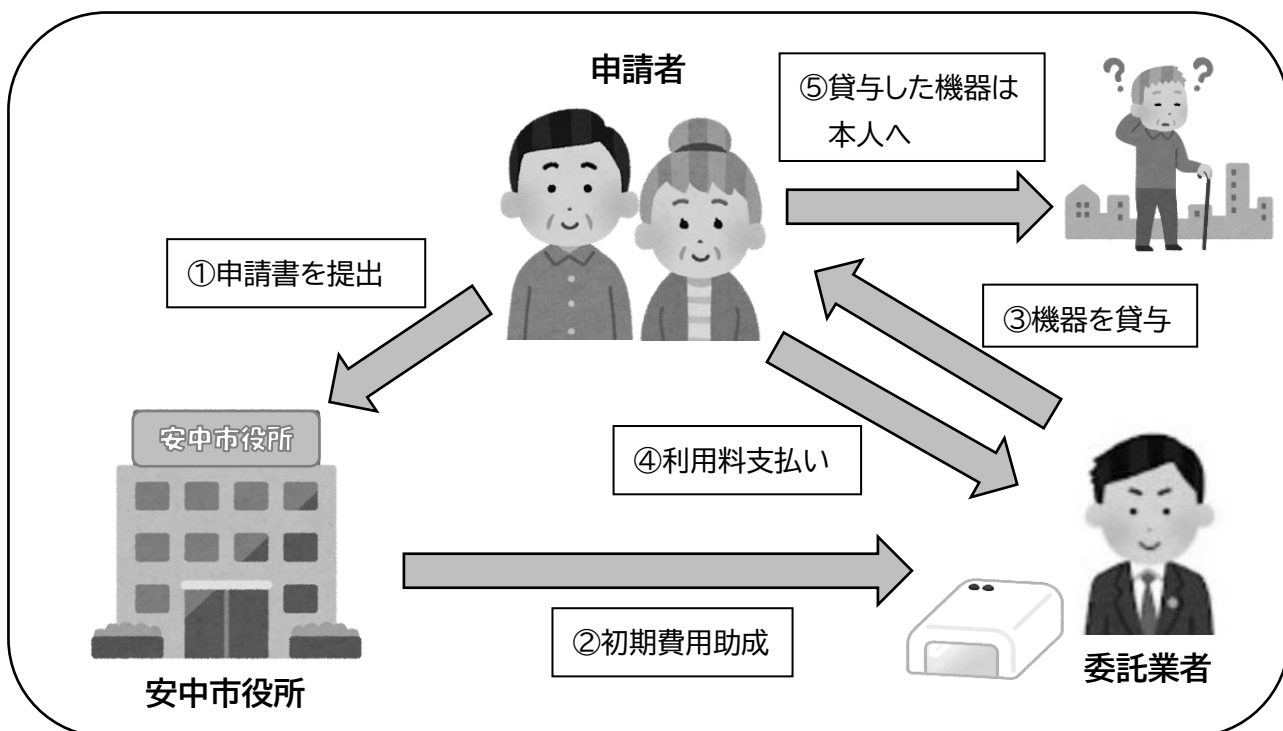
徘徊高齢者等事前登録制度

内容	認知症などにより行方不明になる恐れのある方の氏名や緊急連絡先等の情報を事前に登録しておくことで、行方不明になった際の早期発見を目的としたサービスです。 申請書に記載した内容や写真を警察と共有し、行方不明になったときに安中市配信メールや群馬県警察の上州くん安全・安心メールで行方不明情報を流し、発見協力につなげます。
対象者	安中市で居住し、住民登録のある認知症により徘徊や行方不明の恐れがある在宅生活者であって、次のいずれかに該当する方 ・ 65 歳以上の方 ・ 40 歳以上 64 歳以下の初老期認知症の方
条件	緊急時に対応できる方(家族など)がいること ※ 申請書に緊急連絡先となる方の氏名、住所、電話番号等を記載していただきます。(3件まで)
利用方法	写真(顔写真や上半身の写真、特徴のわかる写真3枚まで)を添えて、地域包括支援センターまたは安中警察署で申請してください。
費用	無料
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課地域包括支援センター(内線 1188・1193) 支所 地域包括支援センター(内線 2156)



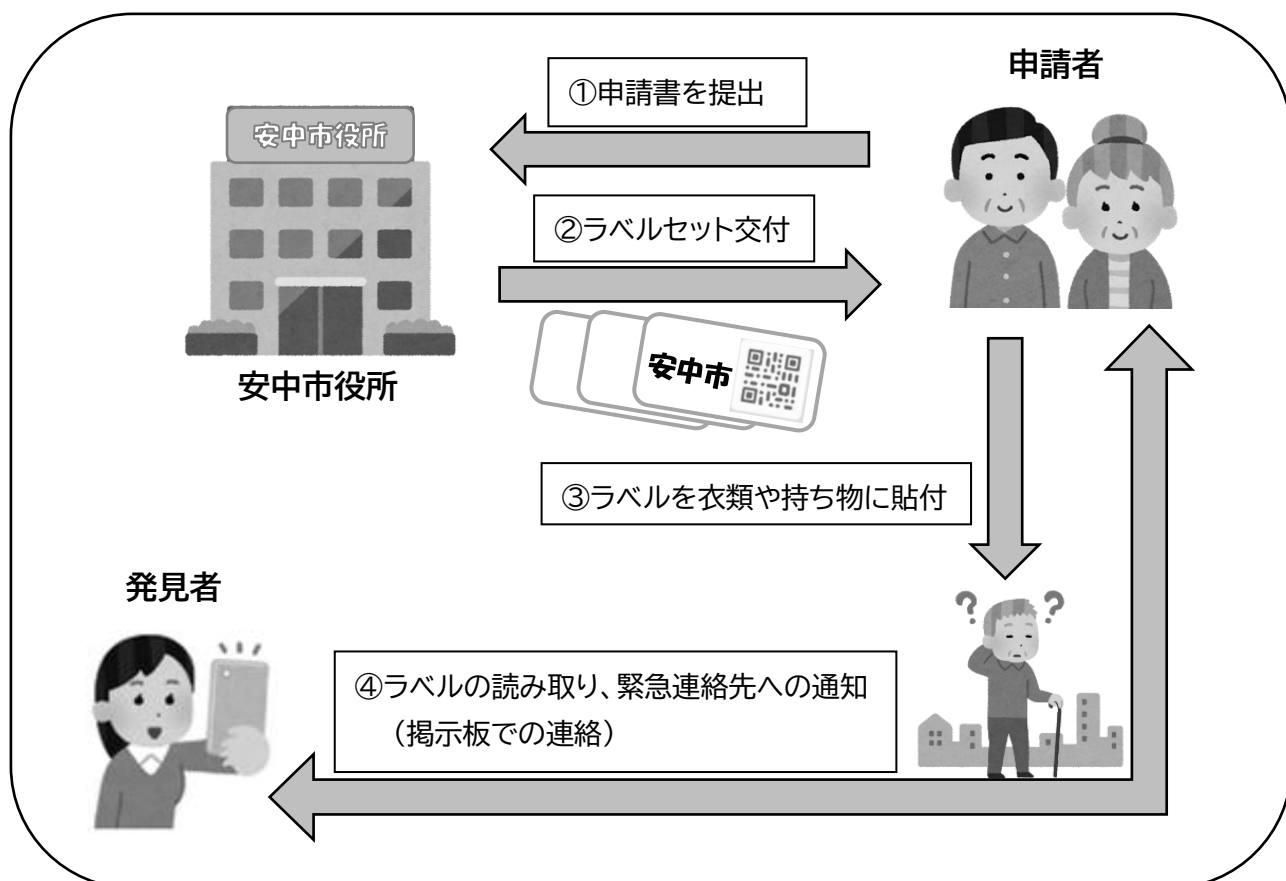
徘徊高齢者等位置情報提供サービス

内容	認知症などにより行方不明となった際に携帯したGPS機器で居場所を検索し、早期発見につなげる事を目的としたサービスです。 認知症などにより行方不明になる恐れのある方に GPS 機器貸与の初期導入費用を助成します。
対象者	安中市に在住し、住民登録のある認知症により徘徊や行方不明の恐れがある在宅生活者であって、徘徊高齢者等事前登録制度に登録している方 ※ 老人ホームなど、高齢者が共同で生活する施設やそれに類する住宅に入居（入所）している方は対象となりません。
条件	緊急時に対応できる方(家族など)がいること ※ 申請書に緊急連絡先となる方の氏名、住所、電話番号等を記載していただきます。(3件まで)
利用方法	申請書を地域包括支援センターへ提出してください。 申請時にご希望のコースを選択していただきます。
費用	金額は選択したコースにより月額利用料金が発生します。 ※ 紛失や途中解約の際は別途料金が発生する場合があります。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課地域包括支援センター(内線 1188・1193) 支所 地域包括支援センター(内線 2156)
委託先	セコム上信越株式会社 本 社 新潟県新潟市中央区新光町 1 番地 10 TEL:025-281-5000 富岡営業所 富岡市一ノ宮 3249 番地 1 TEL:0274-63-4080



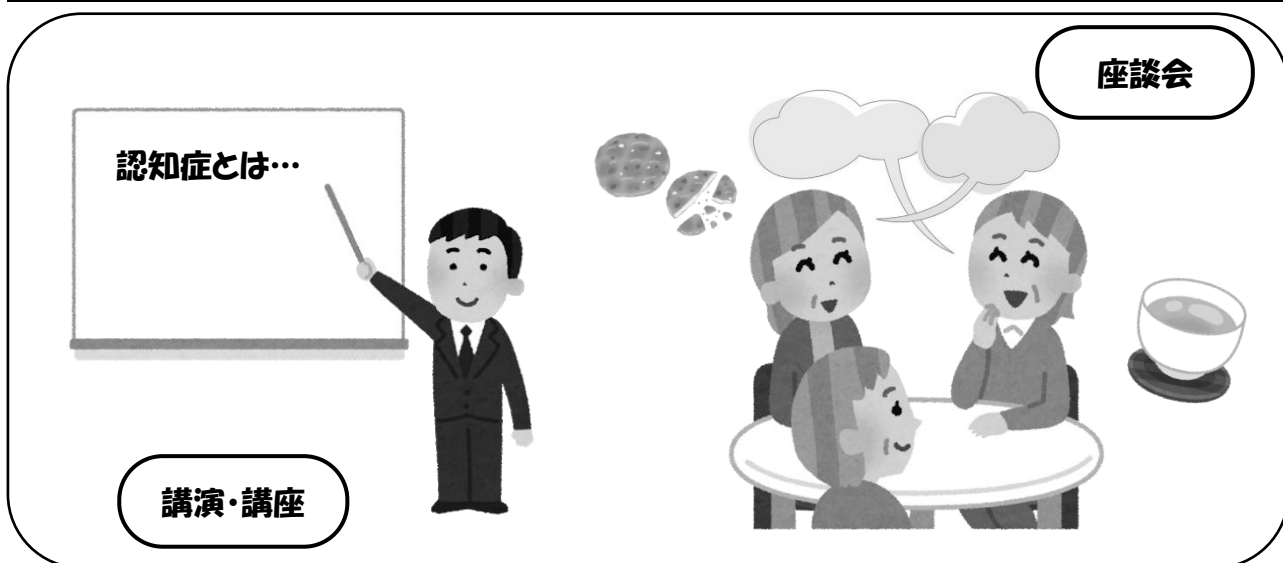
認知症高齢者等見守りシール交付事業

内容	衣服や持ち物に貼付した2次元コード(QRコード)を発見者が読み取ると、緊急連絡先に発見通知がメールで届くようになり、迅速な保護につなげることを目的としたサービスです。 認知症などにより行方不明になる恐れのある方に、QRコードがプリントされたシールを交付します。
対象者	安中市に在住し、住民登録のある認知症により徘徊や行方不明の恐れがある在宅生活者であって、徘徊高齢者等事前登録制度に登録している方 ※ 老人ホームなど、高齢者が共同で生活する施設やそれに類する住宅に入居(入所)している方は対象となりません。
条件	緊急時に対応できる方(家族など)がいること ※ 申請書に緊急連絡先となる方の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等を記載していただきます。(10件まで)
利用方法	申請書を地域包括支援センターへ提出してください。
費用	無料(初期セット:耐洗ラベル 30 枚、蓄光ラベル 10 枚) ラベルの追加には別途料金が生じます
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課地域包括支援センター(内線 1188・1193) 支所 地域包括支援センター(内線 2156)



認知症カフェ(あんなかオレンジカフェ)の開催

内容	認知症の方やそのご家族、地域の方、福祉や医療の専門職と一緒に『認知症』について語り合う場です。 当日はお茶やお菓子を楽しみながら語り合うカフェの他、講演や講話、イベント等も行います。 市有施設等で年10回程度開催します。 開催日時、場所、内容等は広報誌や市ホームページをご確認ください。
対象者	・ 市内在住、又は在勤の方 ・ 認知症の心配がある方 ・ 認知症の方を介護しているご家族 ・ 認知症に関心がある方 など
利用方法	お電話にてお申込みください。
費用	原則無料 ※ イベントの内容により実費負担いただく場合があります。
問い合わせ先	本庁 高齢者支援課地域包括支援センター(内線 1188・1193) 支所 地域包括支援センター(内線 2156)



市の相談窓口

安中市役所:382-1111(代表)

	課	係	庁舎	内線
①	高齢者支援課	長寿支援係	市役所本庁	1181・1182
②		介護認定係		1184・1185
③		介護保険係		1186・1187
④		地域包括支援センター (ささえ愛センターあんなか)		1188・1193
⑤	住民福祉課	健康介護係	松井田支所	2157・2156 2151・2152

内容 担当部署	本庁				松井田支所
	①	②	③	④	⑤
	長寿支援係	介護認定係	介護保険係	地域包括 支援センター	健康介護係
高齢者サービスに関すること	●				●
敬老祝金に関すること	●				●
老人クラブに関すること	●				●
要介護認定 の申請に関すること 要支援認定		●			●
介護保険に係る各種手続き			●		●
介護保険料に関すること			●		●
介護サービスの苦情等に関する こと			●		●
高齢者に関する各種相談				●	
介護サービス利用に関する相談				●	
成年後見制度に関すること				●	

その他の相談窓口

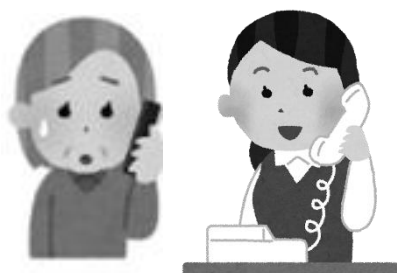
在宅介護支援センター

内容	在宅の要介護高齢者や要介護となるおそれのある高齢者及び、その家族等からの在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種サービスが総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整を安中市からの委託で行います。 また、ひとり暮らしの方のお宅を定期的に訪問し、生活状況の確認、相談対応等を行います。 地区により担当機関が異なります。該当する地区の機関にご相談ください。
相談方法	電話・来所・訪問
問い合わせ先	下表の実施機関の担当地区により異なります。

《実施機関》

①	名称	住所(施設名)	電話番号
	在宅介護支援センターフレンズ	安中市鷺宮205-1 (本多病院内)	382-8558
	担当地区		
	安中地区・原市地区(原市・築瀬)・磯部地区・東横野地区 岩野谷地区・板鼻地区・秋間地区		
②	名称	住所(施設名)	電話番号
	在宅介護支援センターうすいの里	安中市松井田町高梨子1491-1 (特別養護老人ホームうすいの里内)	393-5858
	担当地区		
	原市地区(郷原・嶺)・後閑地区・松井田地区全域		

電 話



来 所



訪 問



発行:安中市

保健福祉部 高齢者支援課

松井田支所 住民福祉課



本庁

〒379-0192

安中市安中1丁目23番13号

電話番号:027-382-1111(代)

松井田支所

〒379-0292

安中市松井田町新堀245番地

電話番号:027-382-1111(代)

【令和8年5月7日から】

〒379-0192

安中市安中2丁目13番7号

電話番号:027-382-1111(代)

令和8年4月1日 発行